

京都市地域体育館に係る料金について

○体育室

(単位:円)

施設名	利用単位	単位期間	利用料金	
			平日	土日祝
東山、山科、桂川、伏見北堀公園、醍醐、右京、下京	全面	1時間	2,350	2,820
	2分の1面	1時間	1,240	1,410
	4分の1面	1時間	610	780
中京、吉祥院、久世、伏見東部	全面	1時間	1,240	1,410

○会議室

(単位:円)

施設名	利用単位	単位期間	利用料金	
			平日	土日祝
東山、山科、下京、右京、桂川、醍醐	1面	1時間	780	

○トレーニングルーム

(単位:円)

施設名	利用単位	単位期間	利用料金	
			平日	土日祝
山科、伏見北堀公園	1人	1回	460	
	1人	1月	4,140	

○付属設備

(単位:円)

区分	利用単位	単位期間	利用料金		
			東山・山科・桂川・伏見北堀・醍醐・右京・下京	中京・吉祥院・久世・伏見東部	
補助いす	1脚	1回	100	50	
長机	1脚	1回	210	110	
有料ロッカー	1個	1回(1日)	100		
温水シャワー設備	1個	1回(4分)	100		
放送設備	1式	1時間	610	310	
卓球台			210	110	
ニュースポーツ用具			210	110	
支柱及びネット	1組	1時間	バドミントン用	210	110
			バレーボール用	430	220
			テニス用	650	330
バスケットボール用ゴール	1台	1時間	320	160	

①開館時間外の利用料金

開館時間外に体育室を利用する場合、利用料金の3倍の額とします。

②運動競技以外の利用料金

体育室を運動競技場以外の目的に使用する場合、利用料金の2倍の額とします。

③入場料を徴収する場合の利用料金

利用者が入場料を徴収する場合、その収入額の100分の15に相当する額が利用料金を超えるときの利用料金は、その収入額の100分の15に相当する額とします。

※学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としないものにより行われる催物に使用する場合は、100分の10に相当する額とします。

※なお、上記一覧に表記の無い事項については、条例・規則に準ずることとします。

京都市運動公園に係る料金について

○テニスコート

(単位:円)

施設名	利用単位	単位期間	利用料金	
			平日	土日祝
小畑川中央公園	1面	1時間	1,670	2,090
勸修寺公園	1面	1時間		

○野球場・野球場兼運動場

(単位:円)

施設名	利用単位	単位期間	施設使用料		
			平日	土日祝	
朱雀公園	野球場兼運動場	1面	2,080	3,400	
東野公園(※1)	野球場	1面			
勸修寺公園	野球場兼運動場	1面			
殿田公園	野球場兼運動場	1面			
上鳥羽公園(※1)	野球場	1面			
牛ヶ瀬公園(※1)	野球場	1面			
小畑川中央公園	野球場兼運動場	1面			
伏見公園	野球場兼運動場	1面			
伏見桃山城運動公園	野球場兼運動場	サッカーなど			1面
		野球又はソフトボール	半面	1時間	
			半面(※2)	1時間	380
	アイアイ伏見桃山スタジアム(野球場)	1面	1時間	2,610	4,310

(※1) 少年野球・ソフトボール専用です。

(※2) 野球場の飛球対策で御利用いただく場合の料金です。別途桃山城運動公園で申請が必要となります。

○アイアイ伏見桃山スタジアム(伏見桃山城運動公園野球場)

(単位:円)

区分	利用単位	単位期間	利用料金
更衣室	1室	1日	880
役員室	1室	1日	1,900
審判控室	1室	1日	1,260
放送室	1室	1日	5,080
	1室	1時間	1,260
スコアボード	1式	1時間	250

※スコアボードは、仕様上、放送室とセットとなります。

○付属設備

(単位:円)

区分	利用単位	単位期間	利用料金	
有料ロッカー	1個	1月	1,150	
	1個1回	1日	100	
温水シャワー設備	1個1回	4分	100	
夜間照明設備	小畑川中央公園テニスコート	1面	1時間	310
	伏見桃山城運動公園野球場兼運動場	1面分	1時間	1,300
電源	1か所	4時間	100	
拡声器(電源を含む。)	1台	1時間	650	
大会用テント(大)	1張り	1日	1,060	
大会用テント(小)	1張り	1日	520	
補助いす	1脚	1日	100	
長机	1脚	1日	210	

※なお、上記一覧に表記の無い事項については、条例・規則に準ずることとします。